

国住政第150号

国住生第1247号

国住指第4575号

令和2年4月1日

各都道府県 建築主務部長 殿

各政令指定都市 建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長



建築指導課長



「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、耐震改修、熱損失防止改修又は長期優良住宅化改修工事を実施した場合の固定資産税額の減額措置の適用期限が2年間延長（令和4年3月31日）されたところです。以上を踏まえ、「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」に記載されている適用期限等を改正することにいたしました。

つきましては、当該通知を別添新旧のとおり改正することにしたので、貴都道府県におかれましては、別添新旧の内容について十分ご承知おきいただきますとともに、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済みでありますので、念のため申し添えます。